

石綿健康被害救済制度に関する主な論点

1. 制度設計【法律】、費用負担の在り方【法律・政令】

- 現行制度は、民事上の損害賠償に基づく補償制度ではなく、社会保障的な考え方に基づく見舞金的給付を行う制度（一方、労災制度は、民事責任を踏まえた原因者負担による損害賠償的な給付制度）。
- 現行の費用負担は、国・地方公共団体・事業者が拠出する救済基金を環境再生保全機構が運営。三者間の負担割合や、二段階方式をとっている事業者負担の在り方につき、今後の認定者数の推移等を踏まえ、どのように整理するか。

2. 救済対象【法律・政令】、給付の在り方【法律】

- 現行の救済対象は、「中皮腫」・「肺がん」に加え、著しい呼吸機能障害を伴う「石綿肺」及び「びまん性胸膜肥厚」を追加（平成 22 年度政令改正。良性石綿胸水は引き続き知見を集積（中環審答申）。今後、重篤には至らない疾病について、どのような整理としていくか（→「3. 健康管理の在り方」とも関係）。
- 現行の救済給付では、指定疾病が重篤であることを前提に、医療費と療養手当を「一定の定型化」のもとに支給。今後、給付の在り方をどのように整理するか（→「1. 制度設計」とも関係）。

（参考）現行の給付水準・体系

被認定者に係る給付	医療費	（自己負担分）
	療養手当	103,870円／月
	葬祭料	199,000円
施行前に死亡した者、 未申請で死亡した者 の遺族に係る給付	特別遺族弔慰金	2,800,000円
	特別葬祭料	199,000円
その他	救済給付調整金	

3. 健康管理の在り方【法律】

- 労働者については、労働安全衛生法に基づく離職者健康管理制度が存在するが、対象外となっている一人親方や、検診の有効性が確立していない一般環境ばく露者に対する健康管理の在り方について、今後どのように考えるか。

（参考）健康リスク調査事業（H18～）

石綿ばく露歴等の健康リスク調査のため、一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性がある 7 地域（大阪府泉南地域等・尼崎市・鳥栖市・横浜市・羽島市・奈良県・北九州市）にて、問診、胸部 X 線、胸部 CT 検査を実施。H22 より 5 年間の追跡調査を行い、石綿ばく露者の中長期的な健康管理の在り方を検討するための知見収集。

4. 基金の使途の見直し【法律】

- 現在、基金の使途については、法 31 条により「救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を除く。）」とされているところ、患者の方から要望のある、医療機関等への知識の普及や治療等に関する情報の提供などを踏まえ、今後どう考えていくか。

5. その他【法律等】

- 特別遺族弔慰金等の請求期限の延長については、申請数の推移等を踏まえ、延長するかどうか検討する必要。
- 肺がんについて、ばく露歴をどのように評価するか。
- 労災制度と救済制度について、お互いの制度間の調整をどのように行うか。
- 今後の未然防止策をどのように考えるか。